

POLICE 情報

令和 7 年
7 月号

- ◆ 自治体広報紙等活用版
- … P. 1
- ◆ 警察官募集
- … P. 3
- ◆ 夏の少年非行防止
- … P. 8
- ◆ 夏期における水難・山岳遭難の防止
- … P. 12
- ◆ 夏の交通事故防止運動
- … P. 15



こんにちは県警です

サンテレビ

毎月第 1 土曜日
午前 8 時 30 分～(15 分間)
7 月の放送は 7 月 5 日(土)



パトロールニュース

ラジオ関西

5 5 8 KHz で放送中 J
毎週月曜日
午後 0 時 08 分ころ～(約 2 分間)

ラジオ関西
毎週月曜日
(月曜日が祝日のときは休み)
午後 0 時 08 分ころから

ひょうご防犯ネット+(プラス)

アプリになってリニューアル!

従来の「ひょうご防犯ネット」でのお知らせはもちろん、防犯ブザー・性犯罪対策機能など安全・安心をアプリで!



兵庫県警察ホームページ

兵庫県警察を紹介

県警からのお知らせなど
役立つ情報を配信中
【兵庫県警察】で検索!



兵庫県警察公式アカウント

防犯・交通・イベント・採用案内など
県警からのお役立ち情報を配信中!

右側の二次元コードをチェック→
ぜひ登録してください!



兵庫県警察
Facebook



兵庫県警察
X(旧 Twitter)



兵庫県警察
Youtube



兵庫県警察
Instagram

兵庫県警察本部県民広報課



自治体広報紙等活用版



【警察官募集】

～令和7年度第2回兵庫県警察官募集～

受付期間 7月22日(火)～8月15日(金)

第一次試験日 9月20日(土)

採用予定人数 一般区分 男性129人 女性25人

キャリアアピール区分 男性20人 女性10人

特別区分 サイバー捜査2人 武道4人

【警察官（サイバー捜査官選考）募集】

受付期間 年間を通じて随時受付

選考日 応募の都度決定

採用予定人数 4人

詳細は、兵庫県警察のホームページをご覧ください。

問合せ先 兵庫県警察官採用センター 0120-145-314

【夏の少年非行防止】

○SNS等を介した犯罪被害の防止対策

SNS等で知り会った人と直接会わない。

自分の顔写真等の個人情報を送らない。

保護者によるペアレンタルコントロールを活用し、インターネット上の犯罪やトラブルから子どもたちを守りましょう。

○少年の大麻乱用防止対策

大麻乱用少年が増加傾向にあります。

大麻は有害な違法薬物です。

○お子さんの非行等でお困りのときは

少年相談員による少年相談室「ヤングトーク」、少年サポートセンターのほか、警察署少年係において少年相談を受け付けています。

少年相談室「ヤングトーク」 無料ダイヤル 悩んだら トーク
0120-786-109

【夏期における水難・山岳遭難の防止】

○水難事故防止

水辺では悪ふざけはやめましょう。

水辺では子どもから目を離さない。

救命胴衣を着用する。

○山岳遭難防止

日程・ルート、装備品等をよく確認して登山計画を立てる。

登山計画・登山届を家族等と共有し、管轄する警察署等へ提出する。

オンライン登山届受理システム「コンパス」を活用する。

【夏の交通事故防止運動】

運動期間 令和7年7月15日(火)から7月24日(木)

○「交通安全意識を高める日」 7月15日(火)

○「高齢者交通安全の日」 7月15日(火)

○「シートベルト・チャイルドシート着用啓発強化の日」
7月15日(火)

警察官募集

～令和7年度第2回兵庫県警察官募集～

兵庫県警察官採用試験の特徴

- 教養試験は選択解答方式(必須解答の現代文を含む 50 問の中から 40 問を選択)
- 体力検査は 20mシャトルランと握力の 2 種目のみ
- 職歴が連続して 2 年以上ある方を限定としたキャリアアピール区分の実施

試験日程（一般区分、キャリアアピール区分、特別区分）

受付期間	第一次試験	第一次試験 合格発表	第二次試験	最終 合格発表
7月22日(火) から 8月15日(金) まで ※ 受験申込みの受付は電子申請（インターネット）のみとし、電子申請の環境がない場合は個別対応。	9月20日(土)	9月30日(火)	10月9日(木) から 10月28日(火) まで	12月下旬

試験区分・採用予定人員・受験資格（一般区分、キャリアアップ区分、特別区分）

● 一般区分

試験区分		採用予定 人員	受 験 資 格	
			年 齢	学 歴
A	男 性	30 人	平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた人	4 年制大学を卒業した人又は 4 年制大学を令和 8 年 3 月までに卒業見込みの人
	女 性	10 人		
B	男 性	99 人	平成 2 年 4 月 2 日から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた人	A 区分以外の人
	女 性	15 人		

● キャリアアップ区分

試験区分		採用予定 人員	受 験 資 格		
			年 齢	学 歴	職 務 経 歴
A	男 性	10 人	上記 A 区分と同じ。	上記 A 区分と同じ。	連続して 2 年以上の職務経歴を有していること。
	女 性	5 人			
B	男 性	10 人	上記 B 区分と同じ。	上記 B 区分と同じ。	
	女 性	5 人			

● 特別区分

試験区分		採用予定 人員	受 験 資 格		
			年 齢	学 歴	専 門 的 技 能
サイバー 捜 査 A		2 人	上記 A 区分と同じ。	上記 A 区分と同じ。	次に掲げるいずれかに該当すること。 (1) 情報処理技術者試験(ただし、情報セキュリティマネジメント試験及び IT パスポート試験を除く。)、情報処理安全確保支援士試験等に合格していること。 (2) 情報セキュリティに関する業務に従事した経歴を 2 年以上有していること。
サイバー 捜 査 B			上記 B 区分と同じ。	上記 B 区分と同じ。	

武 道 A	4 人	平成 13 年 4 月 2 日 以降に生まれた人	上記 A 区分と同じ。	次に掲げるいずれにも該当すること。ただし、諸般の事情により昇段審査が実施されなかったことから(1)に規定する資格を取得することができなかった者又は(2)に規定する競技会が開催されなかったことから(2)の要件を満たすことができなかった者については、当該資格又は要件と同等と認められる成績等を有していることを内容とする推薦書(その者が在籍する又は在籍していた4年制大学、高等学校等の武道指導者によるものに限る。)の提出があった場合は、当該資格を取得し、又は当該要件を満たしているものとみなす。 (1) 柔道又は剣道の段位が二段以上であること。 (2) 全日本柔道連盟、全日本剣道連盟若しくはこれらに加盟する団体が主催して行う競技会又はこれに相当すると認められる競技会において優秀な成績を収めていること。
武 道 B		平成 13 年 4 月 2 日 から平成 20 年 4 月 1 日までに生まれた人	上記 B 区分と同じ。	

警察官募集
～サイバー捜査官選考～

サイバー捜査官選考の特徴

特定の資格試験に合格かつ一定の職歴を有する方を限定としたサイバー捜査官選考を新設

選考日程（サイバー捜査官選考）

受付期間	選考日	合格発表
年間を通じて随時受付	応募の都度決定	左同

選考区分・採用予定人員・受験資格（サイバー捜査官選考）

選考区分		採用予定 人員	受 験 資 格	
			年齢	専門的技能
サイバー 捜査官選考	I 種 (警 部 補 採 用)	4 人	昭和 42 年 4 月 2 日から 平成 10 年 4 月 1 日まで に生まれた人	次に掲げるいずれにも該当すること。 (1) 情報処理技術者試験(ただし、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験及び IT パスポート試験を除く。)、情報処理安全確保支援士試験等に合格していること。 (2) 情報セキュリティに関する業務に従事した経歴を 5 年以上有していること。
	II 種 (巡査部長採用)		昭和 62 年 4 月 2 日から 平成 12 年 4 月 1 日まで に生まれた人	次に掲げるいずれにも該当すること。 (1) 情報処理技術者試験(ただし、基本情報技術者試験、情報セキュリティマネジメント試験及び IT パスポート試験を除く。)、情報処理安全確保支援士試験等に合格していること。 (2) 情報セキュリティに関する業務に従事した経歴を 3 年以上有していること。

■ 問合せ先 ■

兵庫県警察官採用センター

〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

無料ダイヤル 0120-145-314 (平日 9:00~17:00)

兵庫県警察ホームページ (採用)

<https://www.police.pref.hyogo.lg.jp/saiyo/index.htm>



《警務課》

夏の少年非行防止
～夏休み！少年非行と犯罪被害の防止、少年に有害な環境の浄化～

少年非行防止等に対する兵庫県警察の取組

兵庫県警察では、少年犯罪の検挙活動のほか、喫煙や深夜はいかいなどの不良行為をしている少年の補導活動を強化し、少年の健全育成に向けた活動を推進して少年の規範意識の醸成を図っています。

また、少年がSNS等を介して児童買春や児童ポルノといった性的被害に遭うケースや、悪ふざけなどの不適切な投稿がいじめなどの問題に発展することも懸念されることから、ペアレンタルコントロールの普及啓発や情報モラル教育、SNSにおける注意喚起メッセージの送信等を推進しています。

※ ペアレンタルコントロールとは、子どものパ

ソコンやスマートフォン、ゲーム機等の利用状況を保護者が学齢に応じて適正に把握・管理することをいいます。

携帯電話事業者等が提供するフィルタリングサービスもペアレンタルコントロールのひとつです。



さらに、近年、SNS上の「闇バイト」などの募集や先輩からの勧誘をきっかけに特殊詐欺（オレオレ詐欺）等の犯罪に加担して検挙される少年が後を絶たず、また、女子高校生（JK）等によるマッサージ、会話や

ゲームを楽しませるなどの接客サービスを売り物とする営業（JKビジネス）が、性被害の温床となっている状況が見受けられることから、兵庫県警察では、少年をアルバイト感覚で犯罪等に加担させないための取り組みを強化しています。

そのほか、少年を取り巻く有害な環境をなくし、少年の健全育成を阻害する行為を防止するために、関係機関・団体と協力して、地域ぐるみの有害環境浄化対策を推進しています。



インターネットを介した性被害等に遭わないために

インターネットの危険性を知ることが大切

インターネットは、パソコン・携帯電話・スマートフォンのほか、ゲーム機器、音楽プレーヤー等からも接続が可能であり、子どもたちの生活に欠かせないものとなっていますが、子どもを性の対象として狙っている大人も、同じインターネットの環境を使用していることを認識してください。

インターネットで知り合った人と直接会わない

出会い系サイトやSNSを通じて知り合った人と直接会ったことで、性被害などに遭うケースが多発しています。

「泊めてあげる」「相談を聞く」などと誘われても、絶対に会ってはいけません。

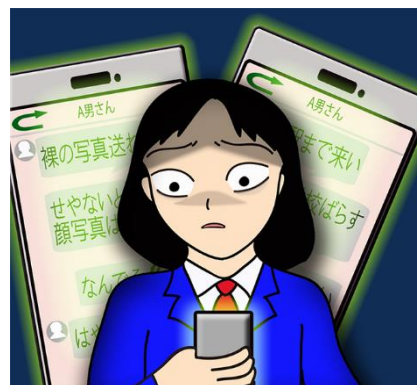
自分の写真を送らない

インターネット上で知り合った人や友人などに頼まれて、自分の裸の写真などを送った結果、その写真が児童ポルノとしてインターネット上に出回ってしまうという被害、いわゆる「自画撮り」による被害が後を絶ちません。

個人が特定できるような写真を安易に送ったことをきっかけに「写真をばらまく」などと脅されて、裸の写真を要求されることもあります。

法律により、青少年に裸の画像等を求める行為が禁止されています。

そういった行為を受けた場合は、一人で悩まず、警察に相談してください。



スマホン&モラルンと学ぼう ネット利用のルール教室

県警では、インターネットの正しい使い方を楽しく学ぶことができる漫画「**スマホン&モラルンと学ぼう ネット利用のルール教室**」を兵庫県警察ホームページで公開しています。

ご家庭でのルールづくりの際にぜひご活用ください。



大麻は違法薬物です！正しい知識と断る勇気で自分の身を守ろう

近年、大麻の乱用で検挙・補導される少年が増加傾向にあります。

令和6年中 全 国 1,128人（前年比 - 94人）

兵庫県 90人（前年比 + 8人）

大麻に対して間違ったイメージが広まっています！

大麻って？

- タバコより害が少ない？
- 1回だけなら平気？
- 依存性がない？

正体は？

極めて有害な薬物です！

- タバコよりも有害で、脳の正常な成長を妨げる。
- 依存性があり、自分の意思でやめることが困難。
- 幻覚、記憶障害、学習能力の低下などを引き起こす。



大 麻 草



乾燥大麻

SNS上には違法薬物の勧誘が溢れています

SNS上では、大麻を「野菜」「リキッド」などの隠語で呼び、売買が行われています。

近年は、大麻草の所持だけでなく液体大麻（通称：大麻リキッド）の所持事件が増加傾向にあります。

子どもが、このような違法・有害情報に触れることがないように、保護者は、子どものSNSの使用方法について関心を持つことが大切です。

大麻の乱用は厳しく処罰されます！

麻薬及び向精神薬取締法での罰則（例）

- 所持・譲渡・譲受 ～7年以下の懲役
- 輸出入・製造 ～1年以上10年以下の懲役
- 施用（使用） ～7年以下の懲役

大麻の乱用は、自分の将来を台無しにするだけでなく、家族や恋人など大切な人も不幸にします。

困ったこと、悩み事があったら、周囲の大人にまず相談してください！

地域ぐるみで少年非行防止と被害防止を

少年の非行や犯罪被害は、決して他人事^{たにんごと}ではありません。

地域ぐるみで、子どもたちに声を掛けるなど、非行防止、犯罪被害防止に取り組みましょう。

まずは各家庭から

- お子さんの動向に関心を持ち、交友関係や行き先等について把握し、帰宅時間等のルールを決めましょう。
- お子さんのアルバイトの内容、小遣い等の額にそぐわない高額な物を持っているかなどを把握しましょう。
- スマートフォン等のインターネット利用について、家庭で利用時間や利用方法についてのルールを決めましょう。

* ルールづくりの3つのポイント *

- ① 子どもの意見に耳を傾け、家族で話し合ってルールを決める。
- ② 子どもを取り巻く環境の変化に応じて、定期的にルールを見直す。
- ③ ペアレンタルコントロール（学齢に応じたフィルタリング設定など）を活用する。

* フィルタリングとは *

子どもがインターネットを使用する際、有害な情報に触れることがないようにするシステムで、各機器及び契約の携帯電話会社により設定が異なります。詳しくは携帯電話販売店等にお尋ねください。

お子さんの非行等でお困りのときは

お子さんの非行などでお困りのときは、少年相談員による少年相談室「ヤングトーク」、少年サポートセンターのほか、警察署少年係において少年相談を受け付けています。

- 少年相談室「ヤングトーク」

TEL 無料ダイヤル 悩んだら トーク
0120-786-109

〔受付時間9:00～17:00
夜間、土日祝日は留守番電話にて対応〕

FAX さー来い 悩みファックス
(078)351-7829

(24時間受付)



《少年課》

夏期における水難・山岳遭難の防止
～水の事故、山の事故を防いで海、川、山を安全に～

水難事故防止に向けて

○ **悪ふざけはやめましょう**

水辺では、ちょっとしたいたずらが命にかかわりかねません。

ふざけて人に抱きついたり、押さえつけたりするのはやめましょう。



○ **子どもから目を離さないでください**

保護者が目を離した際に子どもが溺れる事故が発生しています。

水辺では、子どもから目を離さないようにしましょう。

日頃から、子どもに対し、危ない場所には近づかないように注意してください。

○ **大人も注意しましょう**

昨年、県内で水難事故によって亡くなられた方の大半は「大人」で、魚釣りや作業中に転落したり、遊泳中に溺れたりするなどして命を落とされています。

海や川、池などでは、自身の体力、泳力を過信せず、慎重な行動に努めてください。

また、飲酒後の遊泳は大変危険ですのでやめましょう。

○ **救命胴衣があなたの命を守ります**

誤って海等に転落した方が、救命胴衣を着用していたことで、無事救助されたケースもあります。

ご自身やご家族等の大切な人の命を守るためにも水辺では、救命胴衣を着用しましょう。



ヨット・モーターボート・水上オートバイ等を利用する皆さんへのお願い

○ **遊泳者等への接近や危険行為はやめましょう**

遊泳者との事故防止のため、海水浴場には水上オートバイやモーターボート等を乗り入れないようにしましょう。

特に、一部の海水浴場では、条例に基づいて遊泳区域が指定されており、水上オートバイ等を乗り入れた場合、罰せられることがあります。

その他の場所でも周囲の状況を確認し、他者に危険が及ばないようにしましょう。

万が一、事故を起こしたときは、直ちに負傷者を救護するとともに、119番通報・110番通報など必要な措置をとってください。

山岳遭難防止に向けて

しっかりと計画を立てて登山に臨みましょう。

○ 登山計画の策定

登山計画は、できる限り参加者全員で立て、日程やルート、装備品等を全員に周知しておくことが大切です。

・ 日程・ルート

最も体力や経験がない人を基準にルートを選ぶほか、日程に余裕のある計画を立てましょう。

・ 装備

低い山であっても侮ることなく、スマートフォン（携帯電話）と予備バッテリー、ラジオ、地図、方位磁石、非常食、ライト、雨衣などを準備しておきましょう。



○ 登山届の提出

登山計画を立てたら登山届を作成し、家族や職場、所属する山岳会、入山地を管轄する警察署（管轄署が不明な場合は警察本部地域企画課）に提出しましょう。

万が一、遭難したときに、捜索の重要な手掛かりとなります。

兵庫県警察本部に送付する場合

郵 送 先：〒650-8510

神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部地域企画課

FAX番号：(078)341-5535

○ オンライン登山届受理システム「コンパス」を御存じですか？

兵庫県警察では、山岳安全対策ネットワーク協議会が運営するオンライン登山届受理システム「コンパス」に提出された登山届の情報を遭難者の捜索等に活用しています。

「コンパス」を利用すれば、インターネット上で簡単に登山届を作成・提出することができます。

「コンパス」には、兵庫県警察のホームページや下記のURL等からもアクセスできますので、ご利用ください。

URL

<https://www.mt-compass.com>

二次元コード



検索ワード

登山のコンパス

検索

安全な登山に向けて

○ 登山は「万全な体調」で

毎年、登山中の体調不良による山岳遭難が発生しています。

登山には万全の体調で臨み、体調不良時は登山を控えましょう。

また、登山中も水分等の補給に努め、体の不調を感じたときは直ちに登山を中止し、状況によっては救助を要請しましょう。

○ 無計画な登山や安易なルート変更はやめましょう

県内の山岳遭難で、一番多いのが「道迷い」です。

日が暮れて道が分からなくなったり、急にルートを変更して道に迷ったりするケースが散見されます。

知らない道や暗闇の中で危険な目に遭わないためにも、安易なルート変更は控え、計画的な登山に努めましょう。

通報時等の注意点

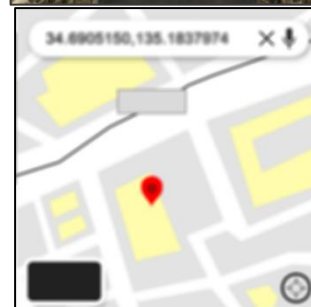
○ 「119 ばんつうほうプレート」を御存じですか？

六甲山等の登山道には、「119 ばんつうほうプレート」が設置されており、通報時にプレートの番号を告げるだけで、通報者の位置が分かります。警察は消防と連携していますので、110 番通報時にもこの番号を告げてください。



○ 地図アプリ等によりGPS情報の取得ができます

携帯電話の位置情報（GPS）サービスの設定をONにした上で、Google マップ等の地図アプリにより位置情報を取得することで、より正確な位置情報を知ることができます。



表示された緯度・経度を 110 番通報時等に伝えることにより、迅速な救助活動につながります。

○ ヘリコプターに合図してください

警察や消防では、山岳遭難者等の捜索救助活動にヘリコプターを活用しています。

捜索のヘリコプターが近くまで来れば、ヘリコプターから発見されやすいように、次のような合図を送ってください。



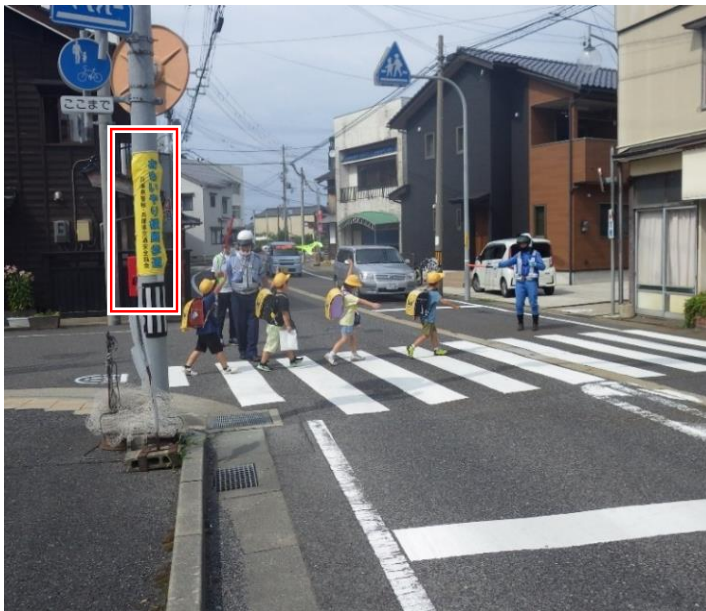
- ・ 周囲と比較して目立つ色の物で、大きく合図する。
- ・ 鏡やカメラのフラッシュ等でヘリコプターに光を向ける。
- ・ 樹木が密生している場所を避けて合図する。

《地域企画課》

夏の交通事故防止運動
～みんなで防ごう！夏の交通事故～

おもいやり横断歩道を指定

- 「おもいやり横断歩道」に指定された横断歩道には、下図のようなシートやステッカーが示されています。
- 「渡れない横断歩道の情報提供メールBOX」により提供された情報や、各警察署の管内の交通情勢、住民の要望等により交通安全対策が必要と認められる横断歩道のうち、主に子どもが登下校時に通学路として利用する横断歩道を中心に県下 61 か所（令和 7 年 1 月末現在）が指定されています。



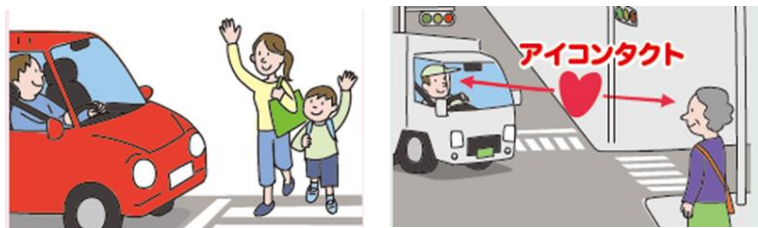
横断歩道合図(アイズ)運動プラス推進中！！

横断歩道合図(アイズ)運動に横断歩道手前減速運動をプラス！

● 横断歩道合図(アイズ)運動

横断歩道を渡る場合、歩行者の方は手を上げて運転者に横断合図(手を上げる動作とアイコンタクト)をしましょう！

ドライバーの方は、確実に一時停止して歩行者に対して「渡ってください」の動作とアイコンタクトで合図をしましょう！



● 横断歩道手前減速運動

ダイヤモンド(この先に横断歩道または自転車横断帯があること)を見たらアクセルから足を離し、その先の横断歩道に歩行者等がいた場合に確実に停止できる準備をしましょう！

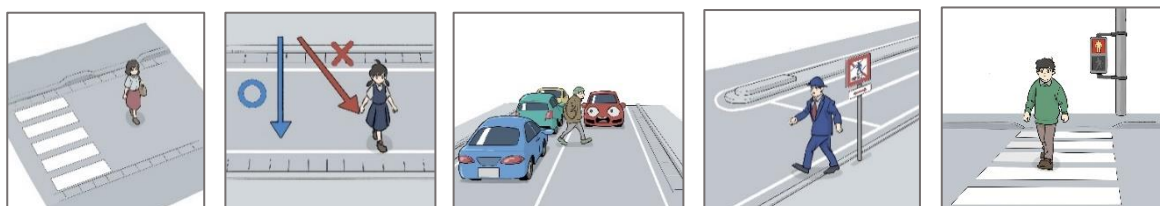
※歩行者がいないことが明らかでない場合も同様です。



正しい横断方法できていますか？

- 1 横断歩道を横断しましょう
- 2 斜め横断はやめましょう。
- 3 車の直前直後横断はやめましょう。
- 4 横断禁止場所は渡ってはいけません。
- 5 信号は守りましょう。

歩行者にも守るべき交通ルールがあります。
正しく安全な横断をして、自分の命を守りましょう。



「横断歩道 歩行者優先宣言」賛同事業所の募集

■ 目的

ドライバーの横断歩道での歩行者優先意識を徹底するため、事業者が「横断歩道 歩行者優先宣言」を行い、宣言書を事業所等に掲示するとともに、その内容を実践することにより社会全体で横断歩道での歩行者優先意識の向上を促していきます。

■ 対象（県内の事業所）

トラック、タクシー、バスの運輸・運送関連事業所などのほか、業務車両を所有する全ての事業所です。

■ 募集方法

● 兵庫県くらし安全課交通安全対策班への応募

兵庫県ホームページに掲載の「横断歩道 歩行者優先宣言」賛同ページ（電子申請システム）にアクセスして、必要事項を直接入力・選択し応募する方法と、賛同書（様式1号）に必要事項を記入（入力）し、応募先までメール又はFAXで送付する方法があります。

後日、賛同書に記入されたご住所に、宣言書を郵送します。

● 警察署交通課窓口（交通総務係）への応募

賛同書を近くの警察署へ持ち込み、申し込むことができます。

賛同書をお持ちでない場合、窓口の警察官に申し出てください。

後日、警察署から宣言書をお渡しします。

【応募先】

〒650-8567（固定郵便番号のため住所省略可）

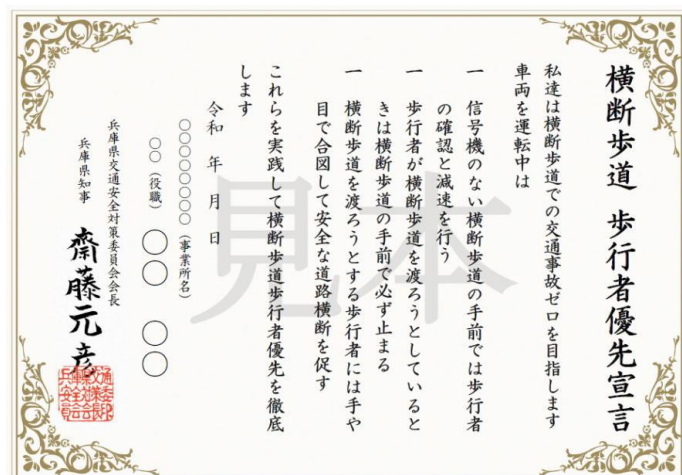
神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班

TEL：078-362-3879（直通）

FAX：078-362-4465

MAIL：seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp



横断歩道 歩行者優先宣言

私達は横断歩道での交通事故ゼロを目指します
車両を運転中は

- 一 信号機のない横断歩道の手前では歩行者の確認と減速を行う
- 一 歩行者が横断歩道を渡ろうとしているときは横断歩道の手前で必ず止まる
- 一 横断歩道を渡ろうとする歩行者には手や目で合図して安全な道路横断を促す

これらを実践して横断歩道歩行者優先を徹底します

令和 年 月 日

〇〇〇〇〇〇〇〇（事業所名）
〇〇〇〇〇〇〇〇（役職）

兵庫県交通安全対策委員会会長
兵庫県知事
齋藤元彦

明るい服装と反射材の活用

歩行者の方が早朝、薄暮、夜間等に外出する際は

明るい服装（白色、黄色等）と**反射材**を着用しましょう。



Information

兵庫県警察

夜間の服装大丈夫ですか？

服装の色別に見えやすさを比べて見ると...

ライトなし

ライト点灯

ライトなしで見えやすい色は **白色 黄色**

見えにくい色は黒色、**緑色**、**赤色**、**青色**

色で見え方が違う

ココ重要!!

「薄暮・夜間はつけたヒカリが命を守る！」

人がいるの
見えますか？

反射材入っきの靴

明るい服装と反射材用品の着用!

※ドライバーはハイビームの活用をお願いします

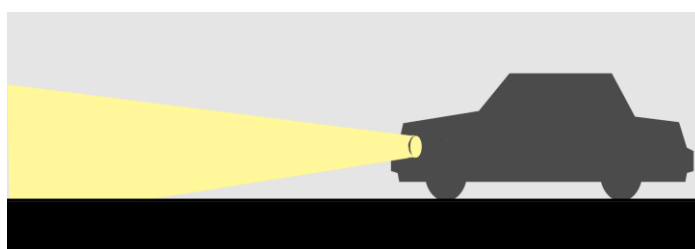
ハイビームの活用 ～原則ハイビーム～

ドライバーは夕暮れ時の早めのライト点灯を実践し、ハイビームを活用して歩行者や自転車の早期発見に努めましょう。

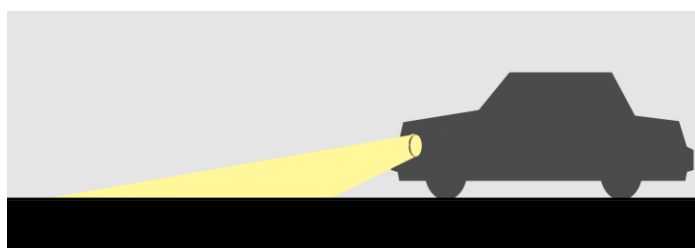
季節	点灯推奨時間
秋季・冬季（9月～2月）	午後4時
春季（3月～5月）	午後5時
夏季（6月～8月）	午後6時

■ ハイビームとロービームの違い

- ハイビーム（上向き）…正式名称は「走行用前照灯」 照射距離約 100 メートル



- ロービーム（下向き）…正式名称は「すれ違い用前照灯」 照射距離約 40 メートル



※ 注意点

ハイビームは他の車両等を眩惑^{げんわく}させるおそれがありますので、対向車と行き違うときや他の車の直後を通行するときは、前照灯を減光するか下向き（ロービーム）に切り替えましょう。

夜間の安全運転のポイント

- 1 暗い道で対向車や先行車がない場合は、ハイビームを活用
- 2 交通量の多い市街地などを走行する場合や対向車や先行車がいる場合は、ロービームに切り替えて走行
※ 対向車が自転車の場合も確実にロービームに切り替えましょう。
- 3 夜間は視界が悪くなるとともに、スピード感覚が鈍るため、昼間より速度を落として運転

「飲酒運転追放宣言」賛同事業所の募集

■ 目的

飲酒運転を許さない兵庫づくりを推進するため、酒類等を提供する事業者等が自主的に飲酒運転の根絶に向け、「飲酒運転追放宣言」を行うとともに、宣言書を店内等に掲示することにより、関係者の主体的な取り組みを広くアピールして、社会全体で飲酒運転は許さないという気運を醸成する。

■ 対象（県内の事業所）

飲食業、酒販業、駐車事業及び運送業など酒又は車両を取り扱う

■ 募集方法

● 兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班への応募

兵庫県ホームページに掲載の「飲酒運転追放宣言」賛同ページ（電子申請システム）にアクセスして、必要事項を直接入力・選択していただき応募する方法と、兵庫県ホームページに掲載の賛同書（様式1号）に必要事項を記入（入力）していただき、応募先までメール又はFAXで送付する方法があります。

後日、賛同書に記入されたご住所に、宣言書を郵送します。

● 警察署交通課窓口（交通総務係）への応募

賛同書をお近くの警察署へお持ち込みいただき、申し込むことができます。

賛同書をお持ちでない場合、窓口の警察官に申し出てください。

後日、警察署から宣言書をお渡しします。

【応募先】

〒650-8567（固定郵便番号のため住所省略可）

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県県民生活部くらし安全課交通安全対策班

TEL：078-362-3879（直通）

FAX：078-362-4465

MAIL：seikatsuanzen@pref.hyogo.lg.jp

飲酒運転情報提供メール等の利用

兵庫県警察ホームページにおいて

- ・ 飲酒運転情報提供メール
- ・ あおり運転情報提供メール

が運用されています。

悪質・危険な飲酒運転やあおり運転を絶対に許さないためにも情報提供をお願いします。

- ※ 緊急性がある場合は、110 番通報をお願いします。
- ※ 自転車・特定小型原動機付自転車も飲酒運転になります。

飲酒運転根絶

家族を泣かせんといて

酒に酔うなら歌に酔って

演歌歌手
丘 みどり(姫路市出身)

		罰 則	違反点	行政処分
酒酔い運転		5年以下の懲役又は100万円以下の罰金	35点	免許取消し
酒気帯び	0.25mg以上	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	25点	免許取消し
	0.15mg～0.25mg	3年以下の懲役又は50万円以下の罰金	13点	免許停止

※ 自転車・特定小型原動機付自転車には、違反点はありませんが、運転免許の行政処分を受ける場合があります。

一般財団法人兵庫県交通安全協会・一般社団法人兵庫県自家用自動車協会連合会・兵庫県警察

自転車の交通安全

自転車の交通事故の防止

自転車関連の交通事故件数・傷者ともに減少傾向にある一方で、死者数は去年の同時期と比べて3倍に増加しています。

自転車が関係する交通事故の多くは、一時不停止を始めとする何かしらの交通違反が認められることから、自転車利用者に対する交通ルール・マナーの周知徹底が必要です。

また、道路交通法の一部改正（令和5年4月1日施行）により、全ての自転車の運転者と同乗者が乗車用ヘルメット着用に努めなければならないこととなっています。

自転車乗車時はヘルメットの着用を！

【県下の事故件数及び自転車関係事故発生状況】

区分 \ 年別		令元年	令2年	令3年	令4年	令5年	令6年	令6年 4月末	令7年 4月末	増減数
全 事 故	件数	22,896	17,352	16,929	16,372	16,281	15,551	5,050	4,529	-521
	死者	138	110	114	120	103	109	36	31	-5
	傷者	27,501	20,489	20,043	19,425	19,113	18,353	5,985	5,362	-623
自 転 車 関 係 事 故	件数	5,716	4,311	4,344	4,162	4,184	3,870	1,176	1,091	-85
	構成率	25.0%	24.8%	25.7%	25.4%	25.7%	24.9%	23.3%	24.1%	—
	死者	24	23	12	22	13	12	3	9	6
	構成率	17.4%	20.9%	10.5%	18.3%	12.6%	11.0%	8.3%	29.0%	—
	傷者	5,911	4,462	4,456	4,262	4,292	3,953	1,194	1,095	-99
	構成率	21.5%	21.8%	22.2%	21.9%	22.5%	21.5%	19.9%	20.4%	—

自転車の事故防止のポイント

- 1 自転車乗用中はヘルメット着用（※令和5年4月1日より努力義務化）
- 2 夜間はライト点灯
- 3 自転車も「車両の仲間」であることを認識し、安全確認を徹底

自転車の交通事故防止

自転車が当事者となる事故については、自転車側に一時不停止や信号無視等の法令違反が認められることから、自転車利用時には交通ルールをしっかりと守りましょう。

令和6年11月1日には自転車運転中の携帯電話の使用等の禁止、酒気帯び運転の罰則規定が整備され、令和8年5月までには16歳以上の運転者を対象に信号無視等の交通違反に反則金の納付を伴う「青切符」による取締りが導入されます。

今一度、交通ルールを確認していただき安全運転をお願いします。

改正道交法 2024のポイント

~自転車の交通ルールが変わります~

- 1 反則金を導入**
16歳以上の信号無視や一時不停止等は交通反則通告制度（反則金納付）の対象に
- 2 罰則の強化** 2024年11月1日から詳しくは 裏面
自転車運転中の携帯電話使用等の禁止、酒気帯び運転の罰則規定を整備
- 3 安全確保**
自動車は自転車の右側を通過する場合、自動車は、その間隔に応じた安全な速度で進行することを義務付け、自転車は、できる限り道路の左側端に寄って通行することを義務付け

2024年5月24日に公布された改正道路交通法により、
1 と 3 は公布から2年以内、2 は2024年11月1日に施行

兵庫県警察本部 交通部 交通企画課

2024年11月1日 道路交通法の改正

自転車の危険な運転に新しく罰則が整備されました

運転中のながらスマホ

スマートフォンなどを手で保持して、自転車に乗りながら通話する行為、画面を注視する行為が新たに禁止され、罰則の対象となりました。

違反者は、
6月以下の懲役又は10万円以下の罰金

交通の危険を生じさせた場合、
1年以下の懲役又は30万円以下の罰金

酒気帯び運転および助動

自転車の酒気帯び運転のほか、酒類の提供や同乗・自転車の提供に対して新たに罰則が整備されました。

違反者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

自転車の提供者は、
3年以下の懲役又は50万円以下の罰金

酒類の提供者・同乗者は、
2年以下の懲役又は30万円以下の罰金

「運転中のながらスマホ」、「酒気帯び運転」は自転車運転者講習制度の対象になります。

自転車運転者講習制度

自転車の運転に関し、交通の危険を生じさせるおそれのある一定の違反（危険行為）を反覆して行った者は講習制度の対象となります。

危険行為 信号無視、指定場所一時不停止、道路端切立入り、安全運転義務違反、通行区分違反 など

重大事故を防ぐため、交通ルールを遵守しましょう。

兵庫県警察本部 交通部 交通企画課

自転車の事故防止のポイント

- 1 自転車乗用中はヘルメット着用（※令和5年4月1日より努力義務化）
- 2 夜間はライト点灯
- 3 自転車も「車両の仲間」であることを認識し、安全確認を徹底

フェード現象と対処法

フェード現象とは、長い下り坂などでフットブレーキを頻繁に使用するとブレーキが過熱し、急にブレーキが利かなくなる現象のことをいいます。

フェード現象を防止するため、エンジンブレーキや低めのギアを活用しましょう。

もしフェード現象が発生した場合は、まず落ち着いてアクセルを戻し、エンジンブレーキを利用して速度を落としましょう。

Information

 イン フ ォ メ ー シ ョ ン

兵庫県警察

ブレーキ過熱による重大事故防止

長い急な下り坂、止まって冷やせ！

長い下り坂などでフットブレーキを頻繁に使いすぎると
ブレーキの過熱により、急にブレーキが効かなくなることがあります。
これを**フェード現象**といいます。

エンジンブレーキや**低めのギア**を活用しましょう！

マニュアル車（MT車）
シフトダウンしてアクセルを戻す ⑤⇒④⇒③⇒②

オートマチック車（AT車）
Dレンジすぐ下のレンジに入れてアクセルを戻す
下り坂では**アクセルを踏まない**ことも大切なポイントです。
排気ブレーキ・リターダ装着車は活用しましょう！



日頃の点検も大事！
ブレーキ周辺のトラブル防止のために、**運行前や定期的な点検**をしておきましょう！

フェード現象が起きてしまったら・・・
まずは落ち着いて、アクセルを戻しエンジンブレーキを利用して速度を落としましょう。
安全な場所で待機し、**ブレーキが冷える**まで待ちましょう！



SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS 3 安全のために、健康と福祉を

すべての座席のシートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適正な使用の徹底

シートベルトの正しい着用

兵庫県におけるシートベルトの着用率は、全国平均を下回っている状況です。
自分や同乗者の命を守るためにも、後部座席におけるシートベルトをはじめとする全ての座席のシートベルトの着用をお願いします。

【令和6年シートベルト着用調査結果】

		全国の着用率	兵庫県の着用率
一般道路	運転者	99.2%	98.8%
	助手席同乗者	96.8%	96.2%
	後部座席同乗者	45.5%	46.8%
高速道路等	運転者	99.6%	98.9%
	助手席同乗者	98.8%	95.7%
	後部座席同乗者	79.7%	62.6%

チャイルドシートの適正な使用

令和6年のチャイルドシート使用率の全国平均は 78.2%、兵庫県は 73.0%となっています。

チャイルドシートを使用することはもちろん、チャイルドシートの確実な装着やハーネス（肩ベルト）をしっかりと締める等の適正な使用をお願いします。

シートベルトの正しい着用とチャイルドシートの適切な使用の徹底

6歳未満の子供に対してはチャイルドシートを使用することはもちろん、チャイルドシートの確実な装着やハーネス（肩ベルト）をしっかりと締める等の適切な使用をお願いします。

また、体格等の事情によりシートベルトを適切に着用することができない場合は、6歳以上の子供であってもチャイルドシートの着用をお願いします。

お子様を車に乗せる際の注意事項について

1. 「お子様を車に乗せる際は、必ずチャイルドシートを使用しましょう」

【注意!!】 シートベルトは成人用に作られています。このため、子供がチャイルドシートを使用せずシートベルトを装着した場合、衝突時に体を適切に保護できず、首等に重大な傷害が発生するおそれがあります。また、抱っこも大変危険です。



(出典)一般社団法人日本自動車連盟(JAF)



(出典)一般社団法人日本自動車連盟(JAF)

※ 6歳未満の子供を乗せる場合は、チャイルドシートを適切に使用しなければなりません。

2. お子様はできるだけ後部座席に乗せるようにしましょう

【注意!!】 助手席では、膨張するエアバッグにより子供に被害が及ぶ場合があります。



エアバッグは、衝突時に乗員の被害を軽減する安全装置ですが、成人の体型を前提に設計されているため、体がいまい子供には、適切に機能しないことや、被害を大きくすることがあります。



※ 助手席に後ろ向きチャイルドシートを取り付けることは危険です。

3. 国の安全基準への適合が確認されたチャイルドシートを使用しましょう

【注意!!】 国の基準に不適合のチャイルドシートでは、衝突時に子供を守れません。

国の安全基準への適合が確認されたチャイルドシートには、以下のいずれかの表示があります。



※ 「E43」以外の番号が付されている製品も適合品です。

国土交通省 警察庁

ペダル付き電動バイクは自転車ではありません！！

ペダルとモーターを備える車両であって、スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるものや、駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準に適合しないものは、「自転車」ではなく「一般原動機付自転車」や「自動車」です。



危険 ルールを無視した
**ペダル付き
電動バイク**

ペダル及びモーターを備える車両のうち、

- スロットルが備えられており、モーターのみで走行させることができるもの
- 駆動補助機付自転車（いわゆる電動アシスト自転車）のアシスト比率の基準を超えるもの

**自転車ではなく、
一般原動機付自転車又は自動車です!!**

モーターを用いず、ペダルのみを用いて走行させる場合でも、一般原動機付自転車又は自動車としての交通ルール（無免許運転の禁止、歩道走行不可、乗車用ヘルメットの着用義務等）が適用されます。

公道を走行するために必要なこと

Check 01 一般原動機付自転車等を運転することのできる運転免許



Check 02 ブレーキランプ、ウインカー、バックミラー等の備付け



Check 03 ナンバープレートの取付け・表示



Check 04 自動車損害賠償責任保険（共済）への加入



警察庁・都道府県警察 

ルールの無視は罰則の対象です！

歩道を走行してはいけません

乗車用ヘルメットを着用しなければなりません

車両用信号を遵守しなければなりません
標識も守らなければなりません

ナンバープレートの取付け・表示をしなければなりません

保安基準に適合しなければなりません

●バックミラー

●ウインカー

●クラクション

●ヘッドライト

●ブレーキ など

自転車の交通ルールが適用されるもの

型式認定を受け、TSマークが付いている駆動補助機付自転車には、自転車の交通ルールが適用されます。いわゆる電動アシスト自転車を使用（購入）する場合には、TSマークが付いているものを選びましょう。




TSマーク 型式認定を受けているものはこちら